

金融商品の販売等にかかる勧誘方針等

株式会社スカラグループ傘下の合同会社 SCL キャピタル(以下「当社」といいます。)は、金融サービスの提供に関する法律第 10 条に基づき、投資事業有限責任組合(以下「ファンド」といいます。)の持分取得に係る勧誘方針等を下記の通り定め、この勧誘方針に基づいて勧誘を行います。

1. 勧誘の基本方針について

- 当社は、お客さまの投資知識、経験、投資目的、資産の状況等を十分把握したうえ、お客さまのご意向と実情に適合した勧誘に努めます。
- 当社は、勧誘にあたっては、お客さまの知識、経験、投資目的、資産の状況等に照らし、商品内容、リスク、取引に係る費用等の適切な説明に努めます。

2. 勧誘の方法および時間帯について

- 当社は、お客さま本位の勧誘に努め、法令・諸規則等を遵守した勧誘を行います。
- 当社は、電話や訪問による勧誘は、お客さまのご事情を勘案し、お客様のご迷惑となるような方法・時間帯の勧誘は行いません。

3. 適正な勧誘の確保について

- 当社は、「金融商品取引法」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」、「金融サービスの提供に関する法律」及び関係法令・諸規則等を遵守し、適正な勧誘が行われるよう役職員の指導を行い、内部管理体制を整備いたします。

4. 手数料等およびリスク・ご注意事項

- 当社において運営するファンドにご投資いただく際は、各ファンドの投資事業有限責任組合契約所定の手数料、費用等をご負担いただく場合があります。各ファンドには投資の成否等による損失を生じるおそれがあります。
- なお、当社において運営するファンドの手数料等およびリスクについては、ファンドごとに異なりますので、当該ファンドの投資事業有限責任組合契約及び契約締結前交付書面等をよくお読みください。

合同会社 SCL キャピタル (適格機関投資家等特例業務届出者)